

## 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型（河川）の見直しに係る方針について

## 1 環境基準の類型指定及び見直しの概要

河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めるものとされている。

水質環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号、以下、環境庁告示）により定められており、カドミウム、鉛等の有害物質を対象とした健康項目と、生物化学的酸素要求量（BOD）や水素イオン濃度（pH）等の生活環境項目の2つがある。健康項目の環境基準は全水域に一律の基準が適用される。一方で、生活環境項目の環境基準は国又は県が水域群別に類型指定を行った水域ごとに適用される。

また、類型は水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜見直すこととされていることから、県では水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを勘案し、水域毎に見直しを行っている。

表 1 生活環境の保全に関する環境基準（BOD等に関する類型）

項目 類型	利用目的の 適応性	県内の 指定水域数 (国指定を含む)	基 準 値				
			水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保 全及びA以下の欄に 掲げるもの	7	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	11		2 mg/L 以下			300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道3級、水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	8		3 mg/L 以下		5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	14		5 mg/L 以下	50 mg/L 以下		—
D	工業用水2級、農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	7	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保 全	2		10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。		—

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

県内の指定水域数：2022年3月末時点の状況を示す

## 2 直近の見直し状況及び今後の見直し方針（案）

### （1）直近の類型見直しについて

本県では、2016年度から2019年度にかけ、庄内川等水域、豊川等水域、矢作川等水域、境川等水域、天竜川水域について類型見直しを実施している。なお、県が行う類型指定に係る事務は、地方自治法第二条に定める第一号法定受託事務であるため、国の考え方<sup>\*1</sup>に準じている。直近の見直しに係る方針を図1に示す。

※1…2007年5月9日 中央環境審議会水環境部会第1回陸域環境基準類型指定専門委員会資料  
（以下、国の考え方）

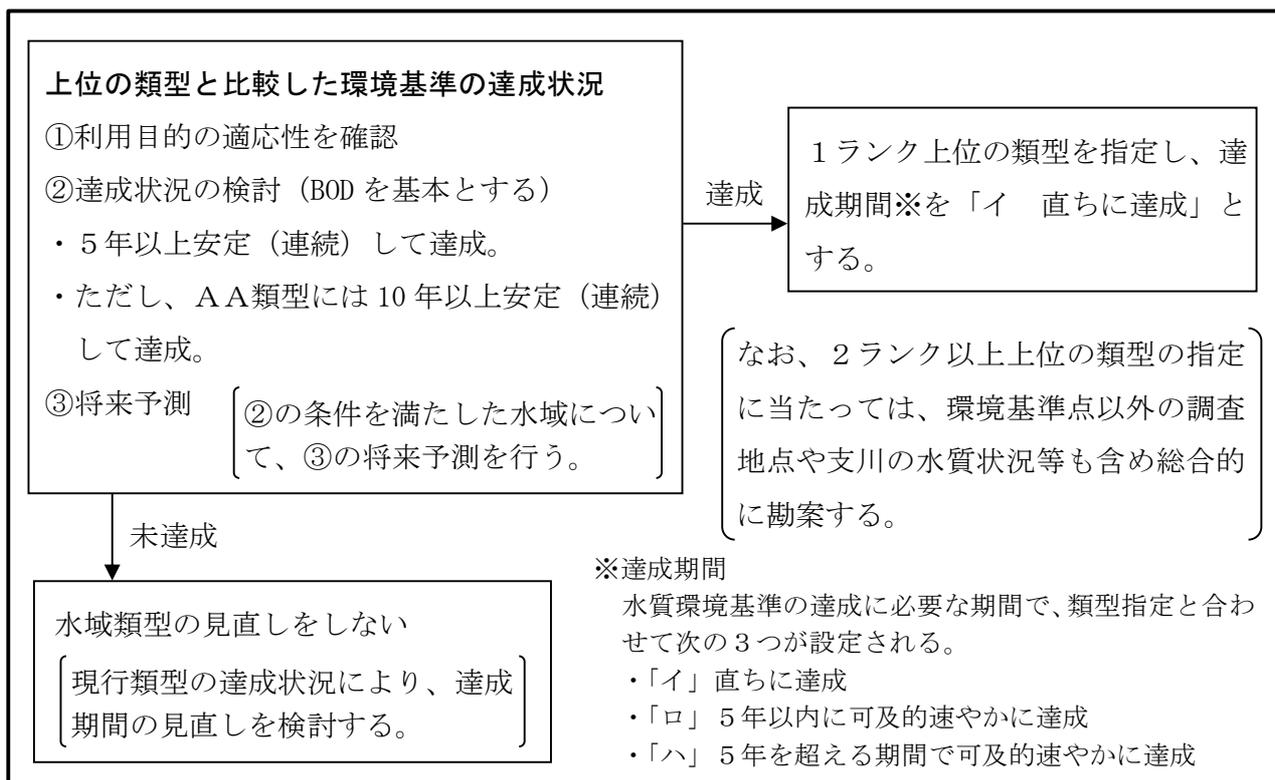


図1 2016～2019年度に実施した河川の類型見直しに係る県の進め方

### （2）今後の見直し方針（案）

一部の水域について、直近の類型見直しから5年が経過していることから、今後も水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて、適切な見直しを行う必要がある。

今後の見直しについては、国の考え方を鑑み、前回と同様の進め方によるものとし、見直しを検討する水域については以下の要件により判断する。

- ・原則として5年以上連続して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ・原則として10年以上連続してAA類型を満足しているA類型の水域。

また、上位類型達成の判断はBODの測定値を基本に行い、2021年度に生活環境項目の一つに追加された大腸菌数の状況についても考慮するものとする。

### 3 直近の類型見直し後の環境基準達成状況

本県が直近に見直しを実施した 2016 年度から 2019 年度の例について、見直し後の BOD に基づく上位類型達成状況を表 2 に示す。

表 2 直近の類型見直し後の環境基準達成状況（1 / 2）

(BODの環境基準達成状況に基づく)

見直し 検討年度	水域 区分	水域名	現行		類型 指定年度 (見直し)	上位類型達成状況										
			類型	達成 期間		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
2016	庄内川等 水域	日光川	D	イ	1971 (2016)	※2						○	×	○	○	×
		新川下流	D	イ	1971 (2016)							○	○	○	○	○
		五条川下流	D	イ	1971 (2016)							○	○	○	○	○
	豊川等 水域	豊川上流	AA	イ	1971	※3 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		豊川中流	A	イ	1971 (1998)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
		豊川下流	A	イ	1971 (2016)							○	○	○	×	○
		宇連川	AA	イ	1971	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		豊川放水路	B	イ	1971 (2016)							○	○	○	×	○
		音羽川	B	イ	1986 (2016)							○	○	○	○	○
		佐奈川	C	イ	1986 (2016)							×	○	×	○	×
2017	矢作川 水域	梅田川	C	イ	1974 (2016)							○	×	×	×	×
		汐川	D	イ	1986 (2016)							×	○	○	○	○
		矢作川上流(1)	AA	イ	1972	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		矢作川上流	A	イ	1970	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×
		矢作川下流	A	イ	1970 (2017)								○	○	×	×
		巴川	A	イ	1970	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
		乙川上流	A	イ	1970	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
		乙川下流	A	イ	1970 (2017)								○	○	○	×
		鹿乗川	C	イ	1974 (2017)								×	○	○	○
		矢作古川	B	イ	1972 (2017)								○	○	○	○
介木川		AA	イ	1995 (2017)								-	-	-	-	
男川		A	イ	1995	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
雨山川及び乙女川 下流	AA	イ	1995 (2017)								-	-	-	-		
木瀬川及び犬伏川 下流	AA	イ	(1998) (2017)								-	-	-	-		

※2…表 2 中の灰色は見直し実施前の期間である事を示す。見直し後の環境基準は翌年度から適用される。

※3…表 2 中の-は上位類型が存在しない事を示す（現行類型が AA 類型）。

表2 直近の類型見直し後の環境基準達成状況（2/2）

（BODの環境基準達成状況に基づく）

見直し 検討年度	水域 区分	水域名	現行		類型 指定年度 (見直し)	上位類型達成状況										
			類型	達成 期間		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
2018	境川等 水域	境川上流	B	ロ	1970 (2018)	※2								×	×	×
		境川下流	B	イ	1970 (2018)									○	○	×
		逢妻川上流	C	イ	1970 (2018)									○	○	○
		逢妻川下流	B	イ	1970 (2018)									○	×	○
		猿渡川	C	イ	1970 (2018)									○	○	○
		稗田川	C	イ	1970 (2018)									○	○	○
		高浜川	C	イ	1970 (2018)									○	○	○
		新川	C	イ	1970 (2018)									×	○	○
		長田川	B	イ	1970 (2018)									×	×	×
		半場川	C	イ	1970 (2018)									○	○	○
		朝鮮川	B	イ	1970 (2018)									○	×	○
		阿久比川	C	イ	1971 (2018)									○	○	○
2019	天竜川 水域	大千瀬川	AA	イ	1995 (2019)									※3 -	-	
	庄内川等 水域	庄内川中流（1）	A	イ	1971 (2019)									○	○	
		庄内川中流（2）	C	イ	1971 (2019)									○	○	
		庄内川下流	C	イ	1971 (2019)									×	×	
		矢田川上流	D	イ	1971 (2019)									○	○	
		矢田川下流	C	イ	1971 (2019)									○	×	
	名古屋 市内水 域	荒子川	E	イ	1970 (1996)	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	
		中川運河	E	イ	1970 (1996)	○	○	×	×	×	○	○	×	×	○	
		堀川	D	イ	1970 (1996)	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○	
		山崎川	D	イ	1970 (1996)	×	×	×	○	×	×	○	×	○	○	
天白川		C	イ	1970 (1996)	×	×	×	○	×	×	○	○	×	○		

※2…表2中の灰色は見直し実施前の期間である事を示す。見直し後の環境基準は翌年度から適用される。

※3…表2中の-は上位類型が存在しない事を示す（現行類型がAA類型）。

表2から、2016年度に見直しを実施した水域のうち、新川下流、五条川下流及び音羽川については直近の見直し後に上位類型を5年連続達成している状態である。このため、次年度以降これらの水域について見直しを検討していく事とする。

環境基準類型指定状況

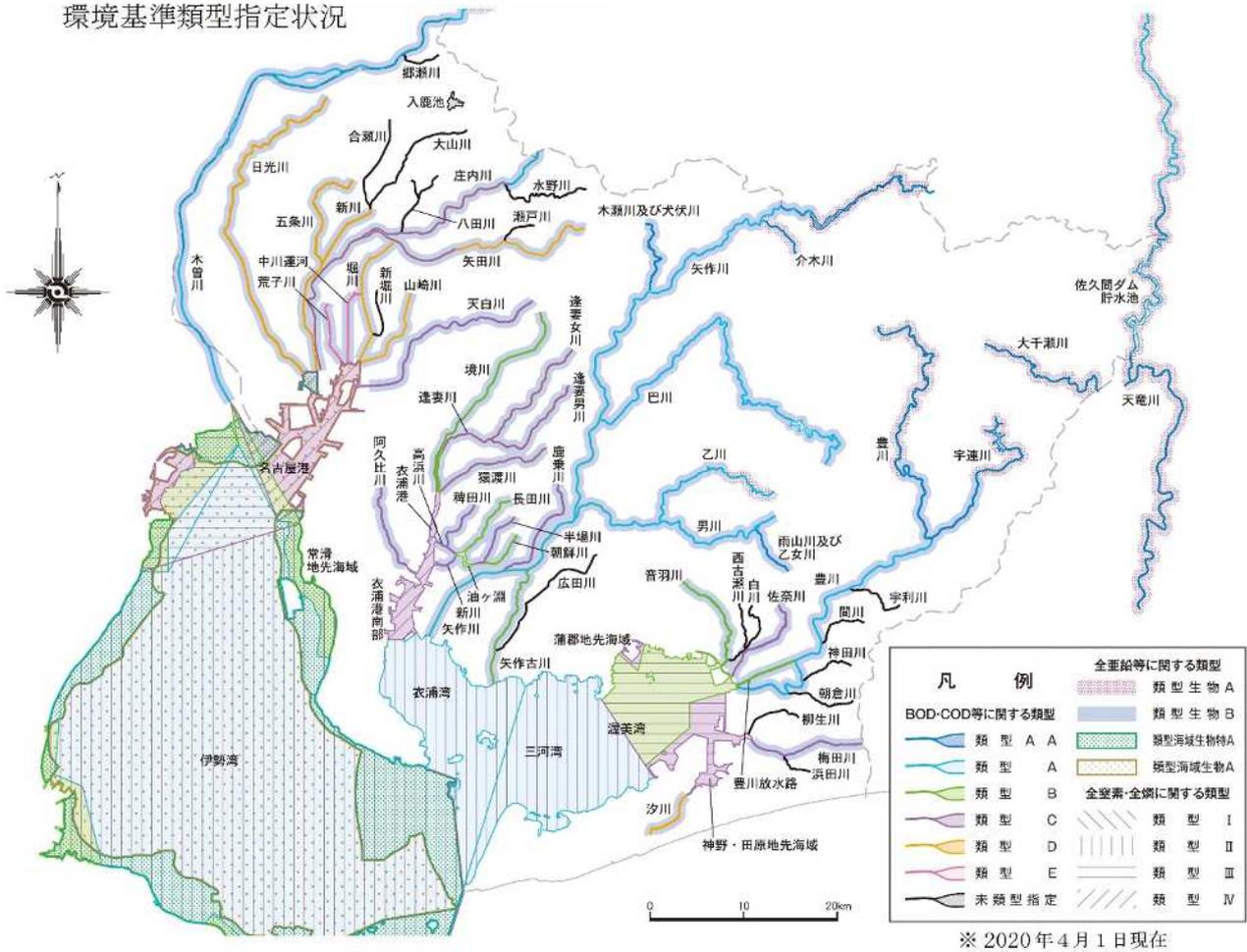


図2 環境基準類型指定状況

(2021年度に指定した三河湾の全亜鉛等に関する類型は反映されていない)

## 参考 関連する国の通知等

### 【水質汚濁に係る環境基準について】（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

（類型見直し関連抜粋）

#### 第 4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

（1）、（2） 略

（3） 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の（3）に係る環境基準の改定は、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

（以下、省略）

### 【環境基本法第 16 条】（平成五年十一月十九日法律第九十一号）

（類型見直し関連抜粋）

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

（以下、省略）

#### 【類型を当てはめる水域の指定に関する事務】 愛知県

木曾川、天竜川の水域：国が指定

それ以外の河川の水域：愛知県が指定

**【水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び今後の見直し方針（案）】**

（2007年5月9日 中央環境審議会水環境部会第1回陸域環境基準類型指定専門委員会）

（関連資料一部抜粋）

2. 今回の水域の類型指定の見直し方針（案）

（1）河川の見直しの方針（案）

1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

2) 見直しの考え方（前回見直しの際の考え方を引用）

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする

- ①原則として 5年間以上安定して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域。
- ②原則として 10年以上安定して AA 類型を満足している A 類型の水域。
- ③水域類型の見直しにあたっては、BOD の測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。
- ④湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める。

**【環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について】**（2021年10月7日 環水大水発第2110073号環水大土発第2110073号）

（大腸菌数関連抜粋）

②大腸菌数の環境基準の達成状況の評価

ア. 大腸菌数については、類型指定により区分された水域ごとに達成又は非達成の評価を行うことは要しないが、個々の環境基準点において、環境基準に適合しているか否かを判断する。

イ. 大腸菌数の環境基準の達成状況は、環境基準点において、以下の方法により求めた「90%水質値」<sup>※3</sup>が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断する。

※3 90%水質値…年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって90%水質値とする。（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

**【処理基準に評価方法が記載されている生活環境の保全に関する環境基準】**

BOD、COD、大腸菌数、水生生物保全環境基準（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）、底層溶存酸素量、全窒素及び全磷